（別紙）

催物（イベント等）の開催について（一部改正）

〇催物（イベント等）の開催制限については、以下のとおり段階的に緩和することとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 緩和の時期（目安） | イベントごとの参加人数の上限等の目安 |
| コンサート等 | 展示会等 | プロスポーツ等（全国的移動を伴うもの） | お祭り・野外フェス等 |
| 全国的・広域的(参加者の把握が困難なもの) | 地域の行事(参加者の把握が可能なもの) |
| ①5月29日～ | （屋内）100人又は収容定員の50％のいずれか小さい方（屋外）200人 | 100人又は収容定員の50％のいずれか小さい方 | 開催を自粛いただきたい | 開催を自粛いただきたい | （屋内）100人又は収容定員の50％のいずれか小さい方（屋外）200人 |
| ②6月19日～（①から約３週間後） | 1,000人又は収容定員の50％のいずれか小さい方 | 1,000人又は収容定員の50％のいずれか小さい方 | 無観客で開催可能 | 開催を自粛いただきたい | 適切な感染防止対策を講じた上で開催可能 |
| ③７月10日～（②から約３週間後） | 5,000人又は収容定員の50％のいずれか小さい方 | 5,000人又は収容定員の50％のいずれか小さい方 | 5,000人又は収容定員の50％のいずれか小さい方 | 開催を自粛いただきたい | 適切な感染防止対策を講じた上で開催可能 |
| ④８月１日～（感染状況を見つつ、８月末まで維持） | 5,000人又は収容定員の50％のいずれか小さい方 | 5,000人又は収容定員の50％のいずれか小さい方 | 5,000人又は収容定員の50％のいずれか小さい方 | 開催を自粛いただきたい | 適切な感染防止対策を講じた上で開催可能 |